

同時発表：内閣府

令和6年5月28日
水管理・国土保全局

「NIPPON 防災資産」の認定を新たに開始します ～災害伝承に関する良質な施設や活動の普及・拡大について～

内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON 防災資産」（以下、「防災資産」という。）として認定する制度を新たに創設します。

防災資産の認定については、全国の流域治水協議会[※]等を通じて防災資産の認定候補を抽出し、その中から『災害の自分事化協議会』（（一財）国土技術研究センター設置）が「優良認定」、「認定」案件を推薦し、内閣府特命担当大臣（防災担当）、国土交通大臣が認定を行います。

今後、認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげます。

（※流域治水協議会：関係する河川管理者、都道府県、市区町村、企業等が参画し、流域治水を推進するための組織）



「えちごせきかわ大したもん蛇まつり」

【活動事例】※災害の自分事化協議会資料より

えちごせきかわ大したもん蛇まつり（新潟県関川村）

- ・ 1967年8月28日の羽越水害後20年を契機に始まった、村の大蛇伝説と交え、水害を伝承する祭。
- ・ 水害発生日の数字に合わせ、82.8mの大蛇を竹と藁で作成し、村内を練り歩き高台に移動。



ロゴマーク

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 栗原（内線 35382）、加藤（悠）（内線 35393）
代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8443

「NIPPON防災資産」の認定制度の創設について

背景

- 近年、全国各地で災害が発生し、災害後には「まさか自分が被災者になるとは…」という声が発せられるなど、多くの人が災害を自分のこととしてとらえていない。
- 一方で、過去の災害の伝承により、命が救われた事例もある。

- (事例) 水害経験の教訓を伝える施設
【広島県坂町 小屋浦地区】
- 平成30年の西日本豪雨の教訓を伝え、活かすために、小屋浦公園の一部を「坂町自然災害伝承公園」として整備。
 - 園内に「水害碑」の建立と共に「坂町災害伝承ホール」を建設し、災害の教訓を伝承するための教育・研修の場として活用。



坂町災害伝承ホール



災害伝承碑

- (事例) 災害の教訓を伝承する語り部活動
【和歌山県 那智勝浦町】
- 平成23年の紀伊半島大水害を契機に、和歌山県土砂災害啓発センターを設立。
 - 当施設において、同水害の被災者が自身の被災体験で学んだ教訓を伝承するため、手書きの紙芝居を製作し、語り部活動を実施。



和歌山県土砂災害啓発センター



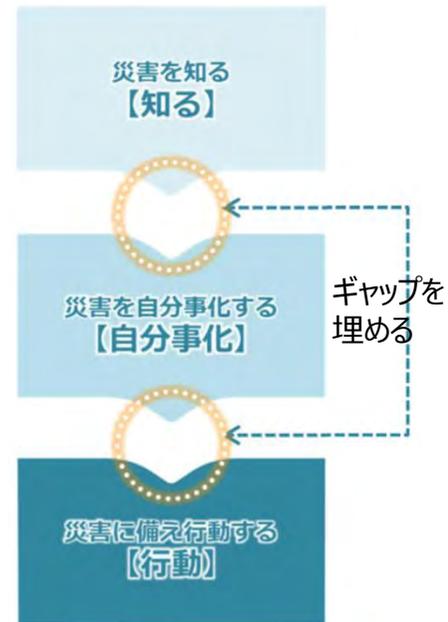
語り部活動

- (事例) 災害の教訓を伝承する活動
(防災に係る催事)
「えちごせきかわ大したもん蛇まつり」
【新潟県関川村】
- 昭和42年の羽越水害後20年を契機に始まった大蛇伝説と交え水害を伝承する祭。
 - 水害発生日の数字に合わせ、82.8mの大蛇を竹と藁で作成し、村内を練り歩き、高台に移動。



災害リスクの自分事化に向けて

- 地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」(以下、「防災資産」という。)として認定する制度を新たに創設。
- ※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等
- 認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、「災害リスクを自分事化」し、「主体的な避難行動」や地域に貢献する防災行動につなげる。



内閣府特命担当大臣(防災担当)、国土交通大臣による認定

- 全国の流域治水協議会等を通じて防災資産の認定候補を抽出し、その中から「災害の自分事化協議会」が、防災資産としてふさわしい、「優良認定」、「認定」案件を、内閣府特命担当大臣(防災担当)及び国土交通大臣に推薦。



- 上記推薦を受け、内閣府特命担当大臣(防災担当)、国土交通大臣が認定を実施。「優良認定」、「認定」。
- ・「NIPPON防災資産」認定証の授与
- ・ウェブサイト等でコンテンツを紹介

防災資産の普及・拡大によりこの国に暮らすひとりひとりが、災害リスクを自分事化し、主体的な防災行動へ

令和6年5月28日
一般財団法人 国土技術研究センター

(一財)国土技術研究センター、「災害の自分事化協議会」検討成果をとりまとめ ～水害伝承に関する良質な情報の普及・拡大へ～

(一財) 国土技術研究センター（理事長 徳山日出男）では、災害のたびに繰り返される「まさか自分が」という油断が招く悲劇をなくすために設置した「災害の自分事化協議会」の検討成果をとりまとめました（委員名簿別添）。

今後、必要な体制を整え、「災害の自分事化プロジェクト」を進めて参ります。

※ 本協議会は、国土交通省が設置した「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす自分事化検討会」による検討を踏まえた取り組みです。

<とりまとめのポイント>

①災害伝承に係る良質な情報を「NIPPON 防災資産」として認定する制度とロゴマークを提案し、内閣府及び国土交通省へ譲渡。

- ・評価項目を踏まえて、流域治水協議会からの推薦等により抽出された案件の中から「NIPPON 防災資産選定委員会」が「優良認定」及び「認定」案件を選定。その結果を決定する「災害の自分事化協議会」が、内閣府と国土交通省へ推薦し、内閣府特命担当大臣（防災担当）と国土交通大臣が認定。

- ・「優良認定」及び「認定」にはそれぞれ四年の有効期間を設定し、当該期間内に評価項目に関する確認を踏まえ、有効期間を更新。

②災害伝承に係る良質な情報を伝える取り組み

- ・災害伝承に係る良質な情報を発信されている担い手、企画者、リーダー等への良質な情報提供による、従来からの情報、活動等の質的、量的な向上。

なお、とりまとめ資料は、(一財) 国土技術研究センターのウェブサイトで公開します。



問い合わせ先

(一財) 国土技術研究センター 「災害の自分事化協議会」事務局
TEL: 03-4519-5001 (河川政策グループ) FAX: 03-4519-5011

当センターは、国土交通省認定の「流域治水オフィシャルサポーター」です。



(別添)

災害の自分事化協議会 委員等名簿

委員

(会長)	今村 文彦	東北大学 災害科学国際研究所 津波工学教授
	大知 久一	一般社団法人 日本損害保険協会 専務理事
	岡村 啓太郎	全国地方新聞社連合会 会長 (高知新聞社東京支社長) 【第1～3回協議会】
	笹原 克夫	高知大学 教育研究部 自然科学系理工学部門 教授
(会長代理)	佐藤 翔輔	東北大学 災害科学国際研究所 准教授
	所澤 新一郎	一般社団法人 共同通信社 気象・災害取材チーム長
	曾山 茂志	全国地方新聞社連合会 会長 (西日本新聞社 執行役員 東京支社長兼編集長) 【第4回協議会～】
	徳山 日出男	一般財団法人 国土技術研究センター 理事長
	針原 陽子	読売新聞東京本社 防災情報サイト「防災ニッポン」 「防災ニッポン+ (プラス)」編集長
	廣瀬 昌由	国土交通省 水管理・国土保全局長

(敬称略、五十音順)

スペシャルアドバイザー

磯田 道史 国際日本文化研究センター 教授

(敬称略)

1. ミッション

災害のたびに繰り返される「まさか自分が・・・」という油断が招く悲劇。

防災に関する情報は行政やマスコミ等からすでに数多く発信されており、今必要なのは、さらに多くの情報を発信することではなく、如何に災害を 自分のこととしてとらえ、その人の行動を変えうる力を持つ情報を伝えるか、ではないでしょうか。

私たちは、地域で過去に実際に発生した災害の“リアル”な事実、地域で伝えられてきている災害の教訓の中にこそ、そのような力があると考えます。

「災害の自分事化プロジェクト」は、災害を自分事化し人々の防災行動を変えるために、このような全国各地に残る災害伝承に係る情報のうち、心を揺さぶり行動に誘う良質な情報（コンテンツや活動に関する情報）を発掘・育成するとともに、その情報を伝える仕組みを全国で展開・普及する活動を通じて、災害による犠牲者を一人でも減らし、災害後も持続的な地域社会の構築を目指すものです。

2. 開催経緯

開催年月日	主な議題
第1回 協議会 (2023年9月4日)	1)プロジェクトの企画案 2)企画案の効果的な進め方
第2回 協議会 (2023年10月24日)	1)プロジェクトのゴールとターゲット 2)良質な情報を登録、認定する取り組み
第3回 協議会 (2023年12月21日)	1)情報を伝える取り組み 2)プロジェクトの進め方、体制
第4回 協議会 (2024年5月21日)	1)第3回協議会以降の経緯と今後の予定



開催状況（第1回協議会）
(撮影：一般財団法人 国土技術研究センター)

3. 委員等

委員

(会長)	今村 文彦	東北大学 災害科学国際研究所 津波工学教授
	大知 久一	一般社団法人 日本損害保険協会 専務理事
	岡村 啓太郎	全国地方新聞社連合会 会長（高知新聞社 東京支社長）【第1～3回協議会】
	笹原 克夫	高知大学 教育研究部 自然科学系理工学部門 教授
(会長代理)	佐藤 翔輔	東北大学 災害科学国際研究所 准教授
	所澤 新一郎	一般社団法人 共同通信社 気象・災害取材チーム長
	曾山 茂志	全国地方新聞社連合会 会長（西日本新聞社 執行役員東京支社長兼編集長） 【第4回協議会～】
	徳山 日出男	一般財団法人 国土技術研究センター 理事長
	針原 陽子	読売新聞東京本社 防災情報サイト 「防災ニッポン」「防災ニッポン+(プラス)」編集長
	廣瀬 昌由	国土交通省 水管理・国土保全局長

スペシャルアドバイザー

磯田 道史	国際日本文化研究センター 教授
-------	-----------------

災害の自分事化プロジェクト

参考

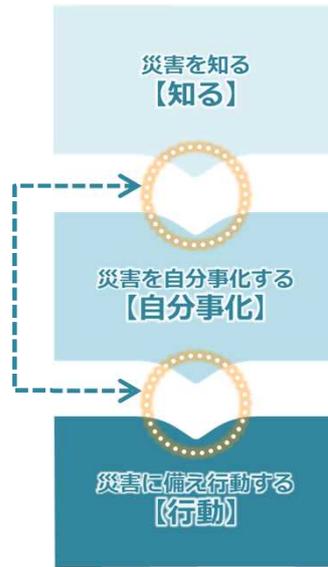
1. コンセプト

人々が良質な情報（コンテンツや活動に関する情報）に接触することによって、災害を自分事化し、災害に備える行動の目的（命を守る、生活を守る、早く回復する）に向けた新たな行動への変容を図るため、以下の二つの取り組みを体系的、戦略的に行います。

新たな行動とは「平時から備える（避難生活、生活再建（復興）も視野に入れて、平時から可能な限り準備すること）」、「避難すること」の二つをいいます。

【ミッション達成のための二つの取り組み】

- 取り組み1（3p参照）
心を揺さぶり行動に誘う良質な情報の発掘・育成 → 認定制度（NIPPON防災資産）
- 取り組み2（4p参照）
情報を伝える仕組みの展開・普及



【プロジェクトのゴール】

- ゴール1；平時から備える避難生活、生活再建（復興）も視野に入れて、平時から可能な限り準備すること
- ゴール2；避難すること

コンセプトのイメージ図

2. 活動メニュー

- 1) 優良認定、認定案件の選定、決定
- 2) ホームページ作成・運営
- 3) 防災資産サポートセンターの設置・運営
- 4) 商標登録
- 5) メディア等との連携方策に関する検討

3. 体制

プロジェクトを構成する3つの組織

災害の自分事化協議会

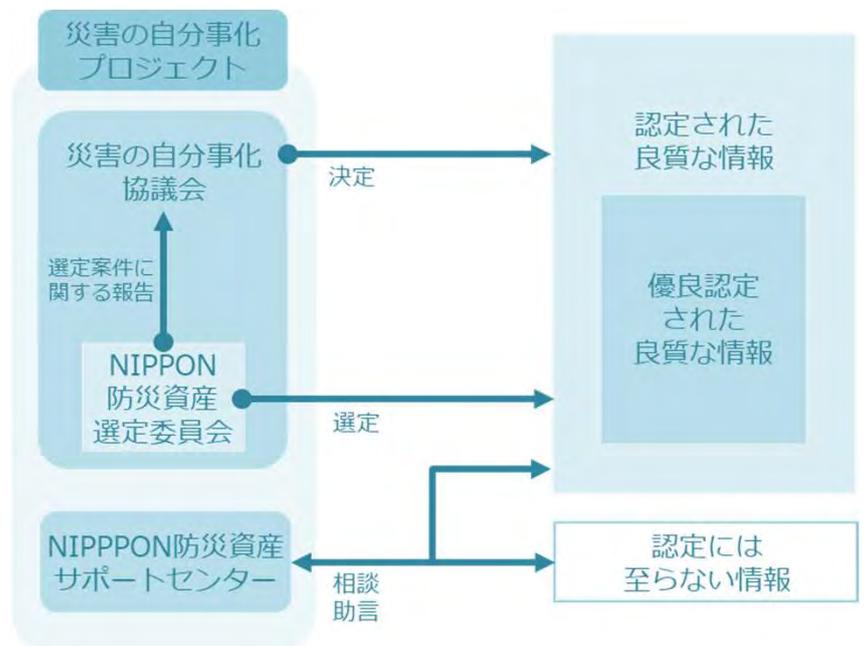
- ・ 優良認定、認定案件の決定
- ・ 認定書授与

NIPPON防災資産選定委員会

- ・ 優良認定、認定案件の選定

NIPPON防災資産サポートセンター

- ・ 相談窓口、助言（良質な情報の育成支援）



災害の自分事化プロジェクト

参考

ミッション達成のための二つの取り組み【取り組み1】 ～心を揺さぶり行動に誘う良質な情報の発掘・育成のための認定制度～

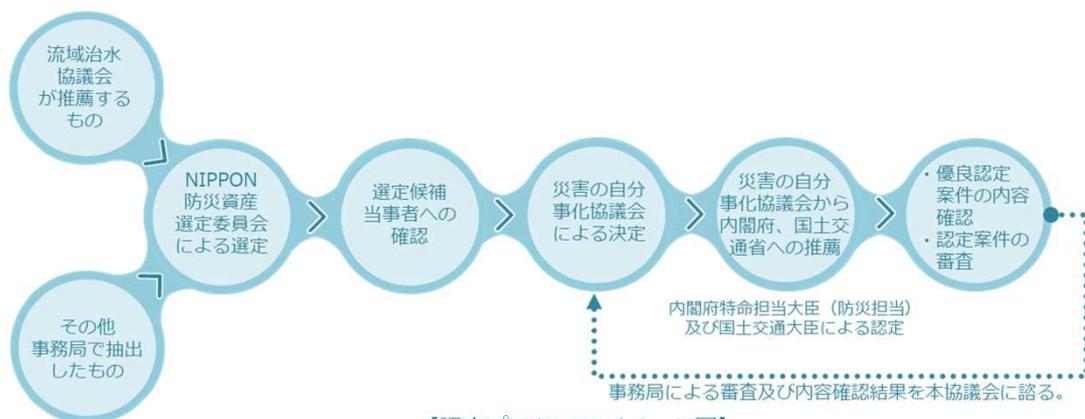
種別	概要
1) 名称	NIPPON防災資産
2) 対象	過去の災害の事実と教訓を伝承するコンテンツ及び活動で、「命を守る」「生活を守る」「早く回復する」ことを目的として、避難生活、生活再建（復興）も視野に入れた「平時から備える」、「避難する」行動につながるもの。 (例) ▶コンテンツ；Web、冊子、展示施設 等 ▶活動；語り部、祭り、災害伝承に係る施設等の周遊ツアー、防災教育 等
3) 種類及び有効期間	評価項目を基に「優良認定」と「認定」の二段階を設定。 「優良認定」は特に優れたもの、「認定」は「優良認定」の候補となるもの。
4) 評価項目	評価項目1；【事実】 災害に関する事実など基本的な情報を含むもの 評価項目2；【リアリティー】 行動をおこす動機付けにつながる内容を有するもの 評価項目3；【教訓】 知識や教訓が存在し、備えにつながるもの 評価項目4；【深化】 深い学びや行動に結び付く手がかりがあるもの
5) 有効期間及び審査	<input type="checkbox"/> 「優良認定」案件【有効期間四年】 ・有効期間末に活動状況等について、良質なものであることを確認し、有効期間を更新。 <input type="checkbox"/> 「認定」案件【有効期間四年】 ・有効期間の三年目などに活動状況等の確認及び評価項目の充実に向けたアドバイス。 ・有効期間末の審査により、評価項目の充実に向けた取り組みがなされているものは有効期間を更新。
6) プロセス	<input type="checkbox"/> 認定案件は、流域治水協議会が推薦及び事務局が抽出するものを対象。 <input type="checkbox"/> 「NIPPON防災資産選定委員会」は、先方の了解が得られたものから、「優良認定」、「認定」案件を選定し、「災害の自分事化協議会」が決定。 <input type="checkbox"/> その結果を「災害の自分事化協議会」が内閣府、国土交通省に推薦し、内閣府特命担当大臣（防災担当）、国土交通大臣が認定。



【ロゴマーク】



【良質な情報のイメージ図】



【認定プロセスのイメージ図】

災害の自分事化プロジェクト

参考

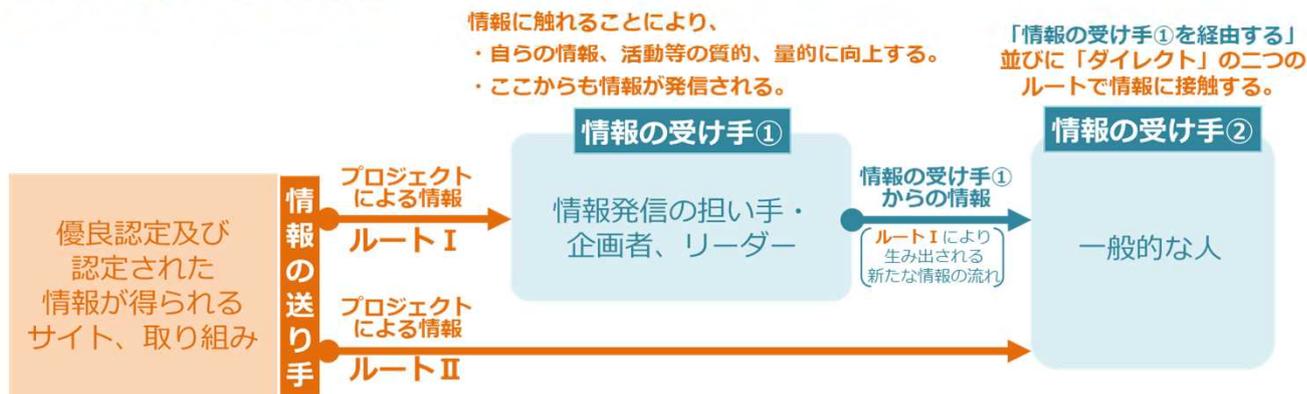
ミッション達成のための二つの取り組み【取り組み2】 ～情報を伝える仕組みの展開・普及～

種別	概要
1) 考え方	<p>良質な情報の受け手を二者設定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報の受け手①；情報を発信、活用する担い手・企画者のようなリーダー格となりうる者 (例) 流域自治体（又は首長）、学校の先生、メディア、保険・不動産関係、地域の防災に係る者 情報の受け手②；一般的な人
2) 情報の流れ	<p>「情報の受け手①」は、良質な情報により量的、質的に向上した自らの情報、活動等を「情報の受け手②」に対して展開することから、「情報の受け手②」は、「情報受け手①」からの情報も併せて受けることができるようになる。</p> <p>ルートⅠ 「情報の送り手」から、「情報の受け手①」への情報の流れ ▶波及効果として生み出される情報の流れ 【情報の受け手①の「情報の送り手」としての「情報の受け手②」への情報の流れ】</p> <p>ルートⅡ 「情報の送り手」から、「情報の受け手②」への情報の流れ</p>

■現在



■プロジェクトの目指す仕組み



情報のルート	情報の受け手	利用する現行の仕組	
ルートⅠ	受け手①	流域の自治体	流域治水協議会
		教育関係者・機関	防災教育の取り組み
		年中行事主催者	地域に根ざした年中行事
		メディア	地域に密着した報道
		保険、不動産関係	保険商品、不動産の購入
		その他、地域の防災に係る者	防災士、自主防災組織NGO 等
ルートⅡ	受け手②	一般的な人	関係機関のWeb、広報施設等における情報の受発信及び活動